

岡山市公園等照明施設 LED 化 ESCO 事業 募集要項等に関する質問回答

<募集要項に関する質問回答>

| No. | 頁 | 大 | 中 | 小 | 細 | 質問内容 | 回 答 |
|-----|---|---|-----|---|---|---|---|
| 1 | 5 | 2 | (9) | - | - | 契約後、天災・世界情勢等の影響が優先交渉権者決定時より悪化し、ESCO サービス期間の始期が延期した場合、不可抗力とみなし協議頂けますか。 | 不可抗力等による ESCO サービス提供開始日の変更については、契約書（案）第 7 条第 11 項をご確認ください。 |
| 2 | 5 | 2 | (9) | - | - | 参加表明提出後、辞退した場合にペナルティはありますか。 | 参加表明書及び資格確認書類の提出後、提案書受付の締切日の前日の受付時間までに提案辞退届（様式第 8 号）1 部を事務局に提出した場合にあっては、ペナルティ等はありません。ただし、所定の日時までには提案辞退届の提出なく、本事業への参加を辞退した場合にはペナルティ等を課す場合もあります。 |
| 3 | 5 | 2 | (9) | - | - | 優先交渉権者決定後、詳細協議にて事業が困難と判断し辞退した場合にペナルティはありますか。 | 本市及び優先交渉権者の双方の責めによらない事由、又は第三者の責めに帰すべき事由により、本市と優先交渉権者の詳細協議が整わない場合は、優先交渉権者へのペナルティ等を課すことなく、優秀提案者を次点交渉権者とし、次点交渉権者との詳細協議を行います。ただし、優先交渉権者の責めに帰すべき事由により、詳細協議が整わない場合にはペナルティ等を課す場合もあります。 |
| 4 | 7 | 3 | (6) | - | - | 撤去設備の安定器には PCB 含有のものはないでしょうか。 | 本市において、公園等照明施設の PCB 有害物質含有照明灯については調査済みであり、対応も完了していますが、万が一、PCB 含有の安定器等が発見された場合は、PCB 汚染物の標示をする等、その都度本市と対応を協議することとします。 |
| 5 | 6 | 3 | (1) | ウ | - | 現地調査による公園照明施設の設置年度の調査とは、事業者による現地確認で分かる範囲での調査、という認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No. | 頁 | 大 | 中 | 小 | 細 | 質問内容 | 回 答 |
|-----|---|---|-----|---|-----|--|---|
| 6 | 7 | 3 | (7) | ウ | - | 「事業者は、ESCO 設備の適切な維持管理及び点検を行う。」という記載について、”点検”とは目視により”現地調査時”と”サービス終了時”の計2回と認識しておりますが、相違ありませんでしょうか。貴市にて必要な点検頻度を定めている場合はお示し願います。 | 本事業における点検の実施時期については、事業者の提案によるものですが、現地調査時及び契約終了時に加え、ESCO 設備の故障時等を想定しています。また、公園等照明施設の点検頻度、点検項目及び点検方法等について、本市では定めておらず、事業者の提案によるものです。 |
| 7 | 7 | 3 | (7) | エ | (ア) | 「事業者が費用を負担する場合の故障」についての対応は、本事業でLED 器具へ更新したESCO 設備を復旧する理解でよろしいでしょうか。 | 「事業者が費用を負担する場合」の故障の対象は、本事業において、事業者が自ら行った提案をもとに設計・施工したLED 灯具、照明柱及びESCO 設備管理システム等に加え、既設のLED 化済灯具及び照明柱を含むものですが、詳細は協議によるものとします。 |
| 8 | 8 | 3 | (7) | ク | - | ESCO 設備の維持管理・保証・点検について、ここで示すESCO 設備とは、本事業でLED 器具へ更新する設備という解釈で宜しいでしょうか。 | 保険を付保するESCO 設備については、事業者の提案によるものです。 |
| 9 | 8 | 3 | (7) | ク | - | ESCO 設備に付保する保険相当の保証期間は、サービスイン後の10年間で宜しいでしょうか。 | ESCO 設備に付保する保険の加入期間については、事業者の提案によるものですが、ESCO サービス期間に加え、ESCO 設備の本市への引渡し日からESCO サービス提供開始日についても想定しています。 |
| 10 | 8 | 3 | (7) | キ | - | 遮光板等の設置又は灯具の変更等の対応に伴う追加材料費用及び工事費用について、契約金額変更の対象となりますでしょうか。 | 市民等から受け付けた陳情による遮光板等の設置又は灯具の変更等の対応に係る費用負担については、協議によるものです。 |
| 11 | 8 | 3 | (8) | イ | - | 報告の頻度について具体的に提示頂けないでしょうか。 | 契約書（案）第15条第1項に示すように、毎年度終了後、検証の結果及び修繕・交換等の記録を「ESCO サービス事業報告書」として、本市に提出し、報告頂くことを予定しています。 |

| No. | 頁 | 大 | 中 | 小 | 細 | 質問内容 | 回 答 |
|-----|----|---|-----|---|-----|--|---|
| 12 | 11 | 5 | (6) | - | - | 「P11.5(6)応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。」とあります。また、「P28.13.(1)オ 現在、本市～管理システムとの連携を想定している」との記載があります。既存の管理システムを請負う企業への業務の発注は必須と想定されますので、既存監理システムを請負う企業は各応募者の構成員となることはできないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 13 | 14 | 7 | (2) | エ | (ウ) | 配布される詳細資料に、更新する照明柱の参考仕様、補修・更新を判断する点検資料、は含まれている認識でよろしいでしょうか。 | 照明柱の高さ等については、参加表明書及び資格確認書類の提出後、提案書の提出者として資格が確認された者に詳細資料として配布する公園等照明施設一覧表をご確認ください。 また、照明柱の更新・補修については、本市が実施した健全度調査結果をもとに判定していますが、これら結果を本事業の公募時に配布することは予定しておりません。 |
| 14 | 14 | 7 | (2) | エ | (ウ) | 配布される詳細資料に、どれだけ発生するかわからないアダプタの数量で各事業者の事業費にバラツキがでる事を排除する目的で、アダプタの数量をお示しいただく事は可能でしょうか。 | アダプタの必要数量は把握しておりません。そのため、他事例等をもとにした数量でご提案ください。 |
| 15 | 14 | 7 | (2) | エ | (ウ) | 配布される詳細資料に、どれだけ発生するかわからないデザイン灯の数量で各事業者の事業費にバラツキがでる事を排除する目的で、デザイン灯の数量をお示しいただく事は可能でしょうか。 | デザイン照明については、参加表明書及び資格確認書類の提出後、提案書の提出者として資格が確認された者に詳細資料として配布する公園等照明施設一覧表をご確認ください。 |
| 16 | 19 | 9 | (1) | ア | - | 「LED 灯具以外に ESCO サービスを実施するうえで必要な設備（自動点滅器、安全開閉器、ケーブル、分電盤等）について対応すること」という記載について、設備の全てを修繕するということではなく ESCO サービスが問題なく提供可能な状態を維持する、という認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No. | 頁 | 大 | 中 | 小 | 細 | 質問内容 | 回 答 |
|-----|----|---|-----|---|-----|--|--------------------------------------|
| 17 | 19 | 9 | (1) | ア | - | 「LED 灯具以外に ESCO サービスを実施するうえで必要な設備（自動点滅器，安全開閉器，ケーブル，分電盤等）について対応すること」という記載について，ケーブルを更新が必要な場合はポール内配線という認識でよろしいでしょうか。また，一次電源側の埋設ケーブルなど大がかりな工事を要する設備の修繕が必要となった場合は別途協議という認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 18 | 19 | 9 | (1) | ア | - | 「LED 灯具以外に ESCO サービスを実施するうえで必要な設備（自動点滅器，安全開閉器，ケーブル，分電盤等）について対応すること」という記載について，分電盤の筐体など大がかりな工事を要する設備の修繕が必要となった場合は別途協議という認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 19 | 20 | 9 | (6) | イ | (ア) | 前受金（初期整備費とは別の事業着手金）をいただくことは可能でしょうか。 | 本事業において，前金払いは実施しません。 |
| 20 | 20 | 9 | (6) | イ | (エ) | 「当該年度において，…ESCO サービス料を支払う。」という記載について，当該年度内では電気料金の実績額が確定しないため，厳密に ESCO サービス料の増減を検証できません。よってサービス初年度と最終年度の” 年度末に近い 2 月， 3 月の電気料金” については， 4 月～ 1 月までの電気料金実績額をもとにした想定値で「実現した光熱費削減額」を検証し ESCO サービス料を算定する， という認識でよろしいでしょうか。 | 年間削減保証額の確認方法については，詳細協議において定めるものとします。 |

| No. | 頁 | 大 | 中 | 小 | 細 | 質問内容 | 回 答 |
|-----|----|----|-----|---|-----|---|---|
| 21 | 21 | 9 | (6) | ウ | (ア) | 事業者が支出する費用の中に租税の項目がございます。本件の設備所有権は岡山市様に帰属する為、設備の償却資産税は岡山市様負担としてよろしいでしょうか。 | 改修工事等の完了後、本市が ESCO 設備の引渡しを受けるため、ESCO 設備に係る固定資産税は非課税となります。ただし、営利法人一般に適用される税制については、この限りではありません。 |
| 22 | 21 | 9 | (6) | ウ | (ア) | 上記に続き事業者側で負担する租税はないとの認識でよろしいでしょうか。 | |
| 23 | 23 | 10 | (2) | ア | (イ) | 特定できる表示とは、商標登録されている商品名も含まれますか。 | 本規定は、応募者を特定できる会社名、住所、氏名及びロゴマーク等を提案書類へ表示することを禁じるものであり、本事業の実施に必要な商品名や製品名を含むものではありません。 |
| 24 | 22 | 10 | (2) | ア | (オ) | 電気料金試算を実施する際において、電気料金単価は政府が実施する「電気・ガス料金支援」による特別措置は含まない、という認識でよろしいでしょうか。 | 電気料金については、中国電力株式会社が公表している 2024 年 9 月分の電気料金単価をもとに計算を行ってください。(別紙参照) |
| 25 | 22 | 10 | (2) | ア | (オ) | 電気料金試算を実施する際において、既設公園灯の電力会社契約区分(ワット数・光源の種類)は、配布される公園施設一覧表及び、中国電力株式会社の資料に記載があるという認識でよろしいでしょうか。 | 電力契約種別については、参加表明書及び資格確認書類の提出後、提案書の提出者として資格が確認された者に詳細資料として配布する公園等照明施設一覧表をご確認ください。 |
| 26 | 23 | 10 | (2) | ア | (オ) | 提案時の電気料金の試算は中国電力 2024 年 9 月度単価と記載がありますが、全て公衆街路灯 A で試算してよろしいでしょうか。 | |
| 27 | 26 | 11 | (2) | カ | - | プロジェクターとパソコンをつなぐケーブルは応募者にて準備が必要でしょうか。また、映像端子は HDMI ケーブルでよろしいでしょうか。 | プレゼンテーションの詳細については、提案書類の提出後、応募者に通知します。 |
| 28 | 26 | 11 | (2) | キ | - | プレゼンテーション時に ESCO 設備のデモ機を持ち込んでもよろしいでしょうか。 | |
| 29 | 27 | 12 | (1) | サ | - | 提案書に見込む遮光板の数量は、配布される公園施設一覧表に記載があるという認識でよろしいでしょうか。 | 詳細資料として配布を予定する公園等照明施設一覧表に遮光板の有無の記載はなく、遮光板等の設置については、別途協議によるものとします。 |

| No. | 頁 | 大 | 中 | 小 | 細 | 質問内容 | 回 答 |
|-----|----|----|-----|---|---|--|--|
| 30 | 28 | 12 | (4) | ア | - | 照明柱において、既設照明柱の基礎等を再利用した更新とは、ケミカルアンカーもしくはあと施工アンカー打設による更新、という認識でよろしいでしょうか。 | 照明柱の更新において、既設照明柱の基礎等を再利用する場合の施工方法は、事業者の提案によるものです。ただし、現地調査の結果、老朽化又は破損等により既設照明柱の本体又は基礎等の安全性が確保できない場合は、本市と協議し対応を決定することとしています。 |
| 31 | 28 | 12 | (4) | ア | - | ポールの立替については、基礎再利用のベース式ポールによる立替を前提とし試算するが、現地調査の結果で試算内容と仕様に変更が生じた場合は別途協議する認識でよろしいでしょうか。 | |
| 32 | 29 | 13 | (2) | イ | - | 契約期間中（ESCO サービスイン後）に更新された最新の管理システムの関連データについて、事業者はESCO 設備の管理運営における変更点の Shape データを毎年貴市へ納品、貴市において既存管理システムへの取り込み作業は実施、という認識でよろしいでしょうか。 | 本事業において、更新された最新の管理システムの関連データの本市への報告及び納入に加え、既存管理システムへの最新データの取り込みも含むものです。 |
| 33 | 34 | 17 | (4) | - | - | 契約保証金について、免除事項はございますでしょうか。 | 契約保証金については、契約書（案）第2条をご確認ください。 |

< 提案書類様式に関する質問回答 >

| No. | 頁 | 大 | 中 | 小 | 細 | 質問内容 | 回 答 |
|-----|---|---|---|---|---|--|---|
| 1 | - | - | - | - | - | ●提案様式 様式第 11 号の 1 について 補助金を活用し事業費を抑えた場合の提案を補助金なしと合わせて行う事は可能でしょうか。 | 様式第 11 号の 1 において、「補助金を活用した場合」と「補助金を活用しない場合」をあわせてご提案頂くことは可能です。ただし、その他様式については、「補助金を活用しない場合」の提案内容及び金額等を記載してください。 |
| 2 | - | - | - | - | - | ●提案様式 様式第 11 号の 3 について 貴市の保証利益総額はポールの更新費用（様式 11 の 3）を含まない、単純な ESCO 設備の削減による保証額、という認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

電気料金単価表（電灯）：中国電力 2024 年 9 月

電気料金単価表(電灯)

HOME > 個人のお客さま > 契約・料金のしくみ > 料金メニューのご案内 > 電気料金の見直し案内 > 電気料金単価表(電灯)

電気料金単価表(電灯)は、以下のとおりです。各ご契約の詳細については、こちらをご覧ください。
 なお、電気サービス約款にもとづく各ご契約については、[こちら](#) もご確認ください。

| 契約種別 | 料金種別 | 単位 | 料金単価(円) | | | |
|-------|----------|-------------------------|------------------|------------------|--------|--------|
| 定額電灯 | 需要家料金 | 1契約 | 104.50 | | | |
| | 電灯料金 | 10Wまで(平成23年12月1日から新設設定) | 1灯 | 115.38 | | |
| | | 20Wまで | 1灯 | 209.20 | | |
| | | 40Wまで | 1灯 | 396.92 | | |
| | | 60Wまで | 1灯 | 584.61 | | |
| | | 100Wまで | 1灯 | 960.00 | | |
| | | 100W超過50Wまでごとに | 1灯 | 480.07 | | |
| | 小型機器料金 | 50VAまで | 1機器 | 376.34 | | |
| | | 100VAまで | 1機器 | 667.96 | | |
| | | 100VA超過50VAまでごとに | 1機器 | 333.98 | | |
| | 従量電灯 | 従量電灯A | 最低料金 | 15kWhまで | 1契約 | 759.68 |
| | | | | 15kWh超過120kWhまで | 1kWh | 32.75 |
| | | | 需力量料金 | 120kWh超過300kWhまで | 1kWh | 39.43 |
| | | 300kWh超過 | 1kWh | 41.55 | | |
| 従量電灯B | | 基本料金 | 1kVA | 447.97 | | |
| | | 需力量料金 | 120kWhまで | 1kWh | 30.06 | |
| | | | 120kWh超過300kWhまで | 1kWh | 36.15 | |
| | 300kWh超過 | | 1kWh | 38.02 | | |
| 臨時電灯 | 臨時電灯A | 総容量 | 50VAまで | 1日 | 11.94 | |
| | | | 100VAまで | 1日 | 23.91 | |
| | | | 200VAまで | 1日 | 47.82 | |
| | | | 300VAまで | 1日 | 71.73 | |
| | | | 400VAまで | 1日 | 95.64 | |
| | | | 500VAまで | 1日 | 119.55 | |
| | | | 1kVAまで | 1日 | 239.00 | |
| | | | 2kVAまで | 1日 | 478.00 | |
| | | | 3kVAまで | 1日 | 717.00 | |

| | | | | | |
|--------|--------|----------------|-------------------------|--------|--------|
| 公共街路灯 | 臨時電灯C | 基本料金 | 1kVA | 528.78 | |
| | | 需力量料金 | 1kWh | 41.04 | |
| | 公共街路灯A | 電灯料金 | 需要家料金 | 1契約 | 99.00 |
| | | | 10Wまで(平成23年12月1日から新設設定) | 1灯 | 110.16 |
| | | | 20Wまで | 1灯 | 201.50 |
| | | | 40Wまで | 1灯 | 384.27 |
| | | | 60Wまで | 1灯 | 567.01 |
| | | | 100Wまで | 1灯 | 932.50 |
| | | 100W超過50Wまでごとに | 1灯 | 466.25 | |
| | 公共街路灯B | 小型機器料金 | 50VAまで | 1機器 | 360.94 |
| | | | 100VAまで | 1機器 | 644.86 |
| | | | 100VA超過50VAまでごとに | 1機器 | 322.43 |
| | 公共街路灯C | 最低料金 | 15kWhまで | 1契約 | 727.78 |
| 需力量料金 | | 15kWh超過 | 1kWh | 31.47 | |
| 公共街路灯D | 基本料金 | 1kVA | 409.47 | | |
| | 需力量料金 | 1kWh | 29.15 | | |

- (注)
- 上記単価は、消費税等相当額を含みます。
 - 上記一筆巻の基本料金や電灯料金等は、電気機器の容量に応じて申し受けます。
 ※電気機器が出力(定格消費電力)で表示されている場合は入力容量に換算(入力換算)します。
 - 燃料費等調整を行う場合の電気料金は、[燃料費調整係数](#)を充算または減算したものとします。
 - 電気料金には[送配料金相当額\(設備費払金相当額\)](#)、[定額電灯料金相当額\(基本料金\)](#)が含まれております。
 - 原則として、料金単価はひと月あたりとし、料金の算定期間は前月の検針日から当月の検針日の前月までの期間とします。

(附記)

| 契約名称 | 料金種別 | 対象契約種別 | 単位 | 単価(円) |
|------------------------|-------|----------------|-----|-------|
| 料金の前払契約 【らくらく前払プラン】 | 前払割引額 | 定額電灯 公共街路灯A | 1契約 | 22.00 |

- (注)
- 上記単価は、消費税等相当額を含みます。

(附記)

| 契約種別 | 料金種別 | 料金 |
|-----------------|-------|---------------------------------|
| 農事用電灯 【稲刈増徴】 | 定額料供給 | 定額電灯の或当料金の10%増徴し |
| | 従量料供給 | 従量電灯の或当料金 (使用する場合は有金)の10%増徴し |